

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土づくり本部農山漁村課

法令名	農地法	法令の番号	昭和27年 法律第229号						
許認可等の種類	農地等の転用のための権利移動の許可	根拠条項	第5条第1項						
審査基準	<p>農地の転用の許可にあたっては、下記法律及び通達に基づき審査している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第5条第2項 ・農地法施行令第18条、第19条、第20条、第21条、第22条 ・農地法施行規則第54条、第55条、第56条、第57条 ・農地法関係事務に係る処理基準について（平成12.6.1 12構改B404号 事務次官通知） 第7 法第5条関係 ・「農地法の運用について」の制定について（平成21.12.11 21経営4530号、21農振1598号 農林水産省経営局長、農林水産省農林振興局長通知） 第2の4 法第5条第2項関係 								
	受付機関	市町農業委員会	処理機関	農山漁村課	交付機関	市町農業委員会	標準処理期間	3週間	目次
						標準経由期間	3週間	NO	